

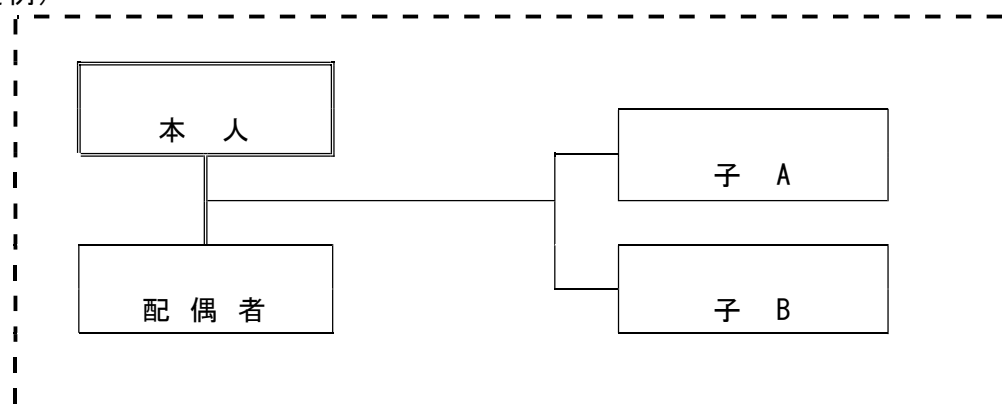
収入基準について

政令で定める月収が 158,000 円以下の方が申込みできます。また、高齢者世帯や障害者世帯等で所定の条件に該当する方は 214,000 円以下であれば申込みできます。

町営住宅の入居の資格となる月収は次の式により計算します。

(世帯の年間総所得額－同居及び別居扶養親族控除額－特別控除額)÷12ヶ月

(収入算定例)



夫婦と子ども2人の世帯の場合 (夫 給与所得 妻 専業主婦)

夫の所得金額 3,036,000円 (給与収入に置き換えると約4,340,000円)

控除額 380,000円×3人(妻、子ども2人)=1,140,000円

(3,036,000円－1,140,000円－0)÷12=158,000円

上記のとおり給与収入額が、約4,340,000円未満が通常の入居可能収入基準の上限となります。その他の控除対象がある場合は、上限額が拡大されます。

通常の入居可能収入基準の上限(標準計算)

* 給与所得者、事業所得者の方については下記を参考にして下さい。

控除対象人数	控除額	所得金額	給与収入額	月額収入額
1	380,000円	2,276,000円	約3,360,000円	158,000円
2	760,000円	2,656,000円	約3,870,000円	158,000円
3	1,140,000円	3,036,000円	約4,340,000円	158,000円
4	1,520,000円	3,416,000円	約4,820,000円	158,000円
5	1,900,000円	3,796,000円	約5,290,000円	158,000円

年金所得者の方や控除対象者の詳細についてはお問い合わせ下さい。